

学校において予防すべき感染症の種類および出席停止の期間の基準（参考）

学校保健安全法施行規則第 18・19 条（一部改正：令和 5 年 5 月 8 日より施行）

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザウイルスであって、その血清亜型が H5N1 であるものに限る）	
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	○ 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ○ 無症状の感染者は、検体を採取した日を 0 日とし、翌日を 1 日目と起算し 5 日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により、学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※感染症法に規定された新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症は一種とみなす。

※その他の感染症・・・溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）など